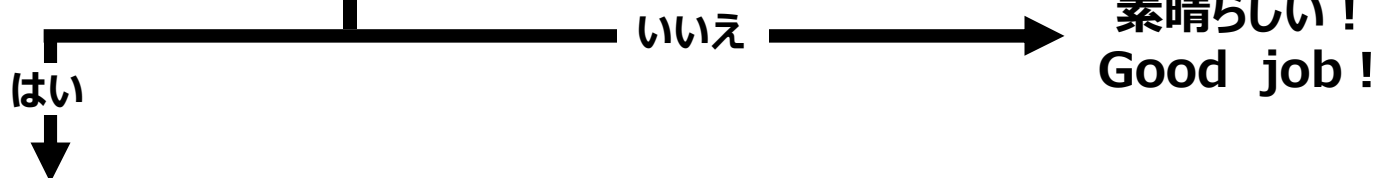


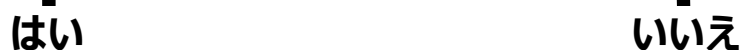
2019年7月1日から、第1種施設は、原則、**敷地内禁煙**です！

Step 1 現在、敷地内に喫煙所がありますか？



Step 2 その喫煙所は、屋内にありますか？

★「屋内」とは、屋根がある建物で、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部



Step 3 その喫煙所は、以下の要件を“すべて”満たしていますか？

- ① 喫煙することができる場所が**区画**されていること
★「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるもの
例) パーテーション等による区画
- ② 喫煙することができる場所である旨を記載した**標識を掲示**すること
- ③ 第1種施設を利用する者が**通常立ち入らない場所**であること
例) 建物の裏や屋上など喫煙のために立ち入る以外には、通常利用することがない場所
- ④ 近隣の建物に隣接した場所に設置しないと**いった配慮**をすること

いいえ ↓

はい ↓

その喫煙所は
使用できません。
廃止してください。

特定屋外喫煙場所として使用出来ます。
しかし、決して推奨するものではありません。
あくまで、原則、敷地内禁煙です。

望まない受動喫煙をなくすことが、大原則です！